



IASB会議報告（第98～100回会議）

国際会計基準審議会理事 やま だ たつ み 山田 辰己
 ※ IASB：国際会計基準審議会



IASB本部ビル（ロンドン）

IASB（国際会計基準審議会）の第98回会議が、2009年9月15日から18日の4日間にわたりロンドンのIASB本部で開催された。また、金融商品会計基準の見直しプロジェクトに関する第99回及び第100回の臨時会議が、それぞれ、9月22日及び9月29日にテレビ会議で開催された。

第98回会議では、①金融商品会計基準の見直し（分類及び測定、減損

及びヘッジ会計）、②負債の測定における自分自身の信用リスク（コメント分析）、③認識の中止（コメント分析）、④財務諸表の表示（フィールド・テスト及び定義、マネジメント・アプローチ、純負債開示）、⑤収益認識、⑥負債（IAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）の改訂）、⑦保険会計、⑧リース、⑨概念フレームワーク（目的及び質的特徴及び報告企業）、⑩退職後給付（IAS第19号（従業員給付）の見直し）、⑪資本と負債の区分、⑫IAS第32号（金融商品：表示）の改訂（株主割当発行）及び⑬関連当事者取引が議論された。IASB会議には理事15名が参加した。本稿では、①から⑦について、議論の内容を紹介する。

第99回会議では、①非上場持分金融商品に対する原価測定の例外の削除、②金融商品の減損及び③減損に関する最終基準における経過措置について議論が行われた。

第100回会議では、①分類及び測定に関する公開草案の適用範囲（金融負債を除外するかどうか）、②償却原価測定区分の2つの条件（基本的貸付特徴（basic loan feature）及び契約金利ベースでの管理（managed on a contractual yield basis））の適切性、③非上場持分金融商品に対する原価測定の例外の削除及び④減損に関する最終基準の発効日、比較情報及び早期適用について議論が行われた。

第98回会議（2009年9月15日から18日まで）

1 金融商品会計基準の見直し（IAS第39号の改訂）

IAS第39号（金融商品：認識及び測定）を改訂して、新たな簡素化された金融商品会計基準を設定する作業は、次の3つに分けて進められて

いる。

(a) 分類及び測定の見直し：2009年7月に公開草案（金融商品：分類及び測定）を公表（コメント締切りは9月14日で、この改訂を2009年12月に終了する事業年度から早期適用できるようにする）。

(b) 減損会計の見直し（発生損失モデルに代えて、期待損失モデル又は公正価値モデルのいずれを採用するか）：2009年10月に公開草案を公表する予定。

(c) ヘッジ会計の見直し：2009年12月に公開草案を公表する予定。

今回は、①2009年7月に公表した分類及び測定に関する公開草案に対して受領したコメントの分析、②減損会計及び③ヘッジ会計について議論が行われた。

(1) 公開草案に対するコメントの概要

公開草案に対しては、210通を超えるコメントが寄せられた。このうち、締切日である2009年9月14日までに189通を受領したが、その概要が今回報告され、議論が行われた。今回は、議論のみが行われ、意思決定は行われていない。

公開草案全般に対するものとして、IAS第39号が複雑かつ難解で適用が難しい点については、ほとんどの回答者が同意した。しかし、多くの回答者が、プロジェクトの進め方などに対して、①プロジェクトの進捗のスピードが早い点及び②3つのフェーズに分けて進めている点（議論の全体像がつかめず、適切な評価ガイダンスができないといった批判）、③同時に進行しているほかのプロジェクト（保険会計、財務諸表の表示、金融商品の資本と負債の区分及び公正価値測定）との関係及び④米国会計基準とのコンバージェンスに関して懸念を表明した。

金融商品の分類と測定について公開草案でIASBの提案するアプローチについては、回答者の反応は次のようなものであった。

(a) ほとんどの回答者が、当初認識時に、企業は、金融資産及び金融負債を、それ以後、償却原価で測定するもの（償却原価カテゴリー）と公正価値で測定するもの（公正価値カテゴリー）の2つに分類するアプローチを支持した（米国財務会計基準審議会（FASB）の提案のように、財政状態計算書上、す

べての金融商品を公正価値で測定する考え方は支持されなかった）。

(b) 金融資産又は金融負債を償却原価で測定するために満たすべき2つの条件（下記参照）については、両者の相互関係に優劣を付けるべきであるとか、それぞれの条件をよりよく理解するために、例示を示すべきであるといった指摘があったが、2つの条件を設定することにはおおむねの支持があった。また、現行IAS第39号の満期保有区分にある一部を売却した場合には、同区分を2年間使えないという罰則規定を削除し、償却原価カテゴリーに含まれる金融資産又は金融負債を満期前に売却しても、このカテゴリーを使い続けることができるという扱いについては、どの程度の売却が許容されるのかを明示すべきとのコメントもあった。

償却原価で測定するために満たすべき2つの条件

- (i) 当該金融商品が、基本的貸付特徴（basic loan feature）のみを有していること。
 - (ii) 当該金融商品が、契約金利ベースで管理されていること（managed on a contractual yield basis）。
- (c) 複合金融商品において、ホスト契約が金融商品である（IAS第39号の範囲内）場合、複合金融商品は、ホスト契約と組込みデリバティブに分離せず、一体として扱い、償却原価を適用するかどうかの判断については、複合金融商品全体に対して適用するという提案に対して、多くの回答者が、現行の分離規定が複雑であることは認めるものの、分離を認めるべきであると回答した。

(d) 当初認識時に、取消不能の選択肢として、売買目的で保有されていない持分金融商品の公正価値の変動を、その他包括利益（OCI）で表示することができる選択肢については、多くの回答者が支持を表明した。しかし、OCIから当期利益への振替を認めない（non-recycling）提案と、受領する配当もOCIで認識し、リサイクリングを行わない提案に対しては、ほとんどの回答者から懸念が表明された。また、戦略投資（strategic investments）を識別するための原則を明示すべきとの意見も寄せられた。なお、公開草案では、売却益として実現した時点では、OCIから資本の部のほかの勘定（留保利益を指すと理解されている）への振替は認められている。ただし、OCIから留保利益に振り替えるタイミング等の詳細については、各国での規定が存在するかもしれないことに配慮して、公開草案では明確にしていない。

(e) いったん採用したカテゴリーの再分類を認めないことに対しては、ほとんどすべての回答者が反対を表明した（禁止は、ビジネス・モデルに基づく分類という考え方と矛盾するとの指摘があった）。

(2) 減損

2009年6月に減損（金融資産の減損に関する期待キャッシュ・フロー・アプローチ）に関する情報提供依頼書（request for information：RFI）を公表し、2009年9月1日にコメントを締め切った。

RFIでは、期待キャッシュ・フロー・アプローチ（expected cash flow approach）の概要を示した上で、①このアプローチが明確に定義されてお

り、②実務で使えるか、③このアプローチを採用するためのコストや準備期間をどの程度としたらよいか、④変動金利金融商品にどのように適用するかなどといった点についての意見を求めていた。79通のコメントを受領した。多くの回答者が、期待キャッシュ・フロー・アプローチは、非常に大きな実務の変更であり、多くのコストがかかり、さらに、導入のためかなりの準備期間が必要である点を指摘していた。また、期待キャッシュ・フロー・アプローチのための追加ガイダンスが必要であり、明確化が必要であるとの指摘も寄せられた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 期待キャッシュ・フロー・アプローチを適用するための実務面の問題を扱う専門家アドバイザー・パネル (expert advisory panel) を設置すること。
- (b) 公開草案では、目的を明確に記述し、原則を強調すること (簡潔な適用ガイダンスを付属させる)。
- (c) 公開草案の中に売掛債権 (trade receivables)、活発な市場で建値のある金融商品 (instruments quoted in active markets) 及び個別に重要な資産 (individually significant assets) を含め、これらを期待キャッシュ・フロー・アプローチの対象とすることが実務上可能かどうかについて意見を問うようにすること。
- (d) 当初認識時に見込まれる信用損失を補うに十分な金利を有している債権 (又は同様な金融資産) に対しては、当初に損失を認識することを禁止すること。
- (e) 実効金利法 (effective interest

method) の適用を簡素化するために考えられる諸方法に関して、専門家アドバイザー・パネルからの意見を求めること。

(3) ヘッジ会計

現行IAS第39号のヘッジ会計は、通常の認識及び測定に関する原則に対する例外と位置付けられており、そのため、ヘッジ会計に対する制限を行うため、ルールベースの規定が存在し、それが、現行ヘッジ会計の複雑さの原因とされている。

ヘッジ会計の見直しでは、IASB及びFASBは、新たに改善されるヘッジ会計は、①企業のリスク管理活動及びその有効性を反映する情報を提供することによって、利用者の意思決定有用性を著しく改善させるものであること、②現行のヘッジ会計の要件を簡素化するものであること、③包括的なものであること (断片的なアプローチとはしない) 及び④迅速に開発できるものであること (2010年にはIAS第39号に代わる規準を完成させる予定) といった特徴を持つものとするので、2009年3月に合意している。

このような合意を反映して、今回の議論では、ヘッジ会計の簡素化の方向性について議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 現行の公正価値ヘッジ会計に代え、キャッシュ・フローヘッジ会計の手法 (ヘッジ対象の損益が損益計算書に影響を与えるときまで、ヘッジ手段の損益をOCIで繰り延べる方法) を、すべてのヘッジ会計に適用する方向で検討すること。
- (b) ヘッジ会計の要件のうち、例えば、部分ヘッジの見直し (部分ヘッジを禁止するか適格なヘッジ部分

を識別するための原則を構築する)、ヘッジ指定と文書化要件の見直し、ヘッジの再指定の見直し (再指定を禁止する) 及び有効性テストや非有効部分の認識に関する規定の見直し (有効性要件の廃止の可能性など) といったものを再検討して、ヘッジ会計の簡素化を図ること。

- (c) ポートフォリオ・ヘッジの問題の検討よりも、ヘッジ会計の一般原則を明確化することを優先すること。
- (d) 海外事業体への純投資のヘッジ会計に対する影響については、別途検討する (IAS第21号 (為替レートの変動の影響) との関連があるため)。

2 負債の測定における自分自身の信用リスクの反映

負債の測定において、自分自身の信用リスクの変動を反映すべきかどうかに関して、2009年6月にディスカッション・ペーパーを公表し、2009年9月1日にコメントを締め切った。コメント分析時点で101通のコメントを受領したが、そのコメントの回答の要約は、次頁の図表のとおりにまとめることができる。そこで示されている回答から導き出された結論のいくつかの特徴を挙げると、次のとおりである。

- (a) 金融負債の当初認識時点では、信用リスクを測定に含めることへの支持が多かった。
- (b) 非金融負債では、公正価値測定されるもの及び当初に対価の交換があるものの当初認識時の測定では、信用リスクを測定に含めるが、当初に対価の交換がないものについては、信用リスクを反映させな

いとの見解が多かった。

(c) 事後測定においては、公正価値で測定されている金融負債及び非金融負債では、信用リスクを含めることを支持する回答者が多かった。

	測定	自分自身の信用リスクの包含	
		当初認識時	事後測定
金融負債	公正価値	Yes	Yes
	公正価値以外	Yes	No
非金融負債	公正価値	Yes	Yes
	公正価値以外	Yes	No
	・当初に対価交換 ・当初に対価の交換がない	No	No

3 認識の中止

2009年3月に、IAS第39号の認識の中止に関する規定を改訂する公開草案（認識の中止）が公表され、そのコメントの締切りは2009年7月末であった。今回、そのコメント分析が示され、議論が行われた。決定された事項はない。

(1) 公開草案で提案されている2つのアプローチ

公開草案では、9名のボードメンバーが支持するIASBの提案アプローチと、5名のボードメンバーが支持する代替的アプローチの2つのモデルが示されている。

(a) IASBの提案アプローチ

① 次のいずれかの条件を満たした場合には、資産全体又はその構成要素（下記参照）の認識の中止を行う。

- ・ 譲渡人が、資産に対する継続的関与を有しない。
- ・ 継続的関与がある場合には、

譲受人が、自分自身の便益のために資産を譲渡できる実際上の能力を有している。

② 認識の中止は、原則として、金融資産全体に対して判断するが、ある要件を満たした構成要素（①特定の識別されたキャッシュ・フロー又は②金融資産からのキャッシュ・フローの比例的部分）については、金融資産の一部分の認識の中止を認める。

③ 「リンク表示（linked presentation）」は、金融資産の譲渡が行われたものの、認識の中止とならず、負債が認識されている場合、負債の返済が当該資産のキャッシュ・フローに限定されている状況を示すために、注記で両者の金額を開示する形で行われる。

(b) 代替的アプローチ

譲渡人の視点に立って認識の中止を判断する。譲渡人は、自らの便益のために、譲渡人が譲渡前に認識していた資産のキャッシュ・フローのすべて又はその一部に対するその他のアクセスを現在有していない場合には、資産及びその構成要素（資産の一部であればどのような部分であってもよい）の認識の中止を行う。言い換えると、次のとおりとなる。

- ・ 譲渡人は、自らの便益のために、譲渡人が譲渡前に認識していた資産のキャッシュ・フローのすべてに対するその他のアクセスを現在有していれば、認識の中止を行うことはできない。
- ・ 譲渡後も資産の一部に対するその他のアクセスを現在有しているような譲渡の場合、譲渡によって譲渡前の資産の性質は変わったと考え、譲渡人は、自ら

の便益のために、譲渡人が譲渡前に認識していた資産のキャッシュ・フローの一部に対するその他のアクセスを現在有しているとしても、いったん全額の認識の中止を行い、その他のアクセスを有している部分を新たに認識し、現在、アクセスを有していない部分の認識の中止を行う。また、この譲渡に伴って新たに作り出された資産及び負債があれば、それを認識する。

(2) コメント分析

118通のコメントを受領した。IASBの提案アプローチと代替的アプローチの2つのモデルに分けて分析が示された。ここでは、全般的な事項について、簡単に内容を紹介する。

(a) 米国会計基準とのコンバージェンスを求める指摘が多かった。

FASBは、IASBが受領した今回のコメントを共同で検討することとしており、さらに、IASBがIAS第39号の改訂基準を完成させた後、当該改訂基準を米国において公開して意見を求めることとしている。このプロセスでは、必ずしもコンバージェンスが達成される保証がないため、再検討が必要となるかもしれない。

(b) 回答者の大多数が、IASBの提案アプローチは現行IAS第39号の大きな改善ではないとして支持しなかった。そして、かなりの数の回答者が、代替的アプローチを支持した。

(c) 現先取引は、2つのアプローチのいずれにおいても一般的には売買として処理することになるが、これに対して、現先取引は、証券担保の貸借として処理すべきとの

大多数の回答者の指摘があった。

4 財務諸表の表示

今回は、このプロジェクトに関連して、①アナリストに行ったフィールド・テストの結果分析の報告及び②2008年10月に公表したディスカッション・ペーパー（財務諸表表示に関する予備的見解）に対して受領したコメントで指摘された事項のうちのいくつか（財務諸表の表示区分、廃止事業の表示及び純負債の情報開示）について議論が行われた。ここでは、後者の内容について簡単に紹介する。

(1) 表示区分（マネジメント・アプローチ）

ディスカッション・ペーパーでは、財務諸表の表示に当たり、経営者がどのように企業を管理しているかに基づいて判断を行うマネジメント・アプローチを提案しているが、これに対しては、支持があり、この考え方を維持することが再確認された。

また、提案では、表示区分を「事業 (business)」と「財務 (financing)」に区分し、さらに、前者は、「営業 (operating)」と「投資 (investing)」にさらに細分化することとされている。今回、コメントを受けて、これらの区分について再検討された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 事業活動（価値創造活動）と財務活動（当該価値創造への資金調達）を区分することは重要だとし、2つの区分を維持する。
- (b) 財務区分には、企業の資金調達活動によってもたらされた金融負債（金利要素を含む合意された返済契約を持つもの）及び持分金融

商品を用いない資金調達に関連するデリバティブ（資産となるか負債となるかを問わない）を表示する。この結果、ディスカッション・ペーパーで提案していた、企業の財務活動 (treasury activities) に関連する資産は、財務区分には表示されないこととなる（ディスカッション・ペーパーでの考え方が変更されている）。

- (c) 事業区分の中をさらに小区分に分けることとするが、提案のように、営業と投資というように規定するのではなく、経営者が事業をより適切に示すことができる小区分を自ら選定できるようにする。これをさらに詰めるため、小区分を決定するに当たっての適用ガイドランスを検討することがスタッフに指示された。スタッフの検討結果いかんで、事業区分をさらに小区分に分けるという暫定合意自体が、将来見直される（すなわち、事業区分の下に小区分を設けないことになる）可能性もある。営業と投資という小区分をやめるのは、提案されている投資という区分の内容が、意思決定に有用かどうかははっきりしないという指摘があったためである。

(2) 廃止事業

ほとんどすべての回答者は、廃止事業を財務諸表上で区分表示することを支持した。これを受け、廃止事業を、財務諸表上で独立したセクションとして区分表示することが再確認された。しかし、廃止事業の内訳をさらに分解表示するか、分解表示をする場合に財務諸表の上で行うのか、注記で開示するのかといった点については、明確な規定を置かないことも暫定的に合意された（さらなる分

解表示は意味がないというコメントに配慮したもの）。

(3) 純負債

純負債 (net debt) に関する情報を財務諸表で表示することを求めることが暫定的に合意された。このような情報の開示については、ディスカッション・ペーパーでは言及されていないが、企業の流動性、ソルベンシー、そして財務的柔軟性を判断するには、純負債に関する情報の提供が必要であるという指摘を受けて検討した結果、純負債の情報を開示することが適切と判断された。なお、純負債の定義は、財務区分に含まれる金融負債から当該金融負債の返済に充てられる資源（資産）を控除したものとするとされている。また、純負債をどのように表示するかについては、2009年10月に議論を行う予定である。

5 収益認識

今回は、①財及びサービスが顧客に移転した時点を決する支配概念の定義、②追加的に財及びサービスを取得できるオプションについての議論が行われた。

(1) 支配概念の定義

財及びサービスが顧客に移転した時点を決するために、支配概念が用いられているが、どのように適用するかを明確にするための議論が行われた。

議論では、収益認識の文脈では、次のような支配の定義を用いることが検討された。

「財及びサービスに対する支配は、当該財及びサービスからの便益を利用することを指示する又は受領することができる企業の現在の能力であ

る。]

また、財及びサービスに対する支配を顧客に移転したことを示す指標（例えば、顧客が対価を支払わなければならない無条件の義務を負っている、顧客が当該財を売却できる、当該資産のデザインや機能を顧客が指定できるなど）についても議論された。

今回の議論の結果、財及びサービスに対する支配の顧客への移転は、顧客の視点に立って判断することだけが暫定的に合意された。支配の定義などは、今後もさらに検討される予定である。

(2) 追加的に財及びサービスを取得できるオプション

顧客に追加的に財及びサービスを取得できるオプションを付与した場合（例えば、割引きを受けられるクーポンの付与など）、当該オプションが現在の契約の一部なのか、そうでないのかをどのように決定するか、また、現在の契約の一部であるとされた場合、企業はそれをどのように会計処理するかについて議論が行われた。もし、現在の契約の一部でないと判断されると、当該オプションは、収益認識モデルの範囲に入らないことになる。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 追加的に財及びサービスを取得できるオプションが、契約を締結しなければ得ることができないもので、オプションが顧客に重要な権利（material right）を付与するものである場合には、当該契約の独立した履行義務として会計処理する。企業は、当該履行義務に対して、オプションの独立売買価格に基づいて、取引価格の一部を配

分する会計処理を行わなければならない。

(b) 企業は、オプションの独立売買価格を、次のような要素を参照して見積もることができる。

- ① オプションを行使した場合に顧客が得るであろう割引き、かつ
- ② オプションを行使しない場合に顧客が得ることができる割引きを差し引き、
- ③ オプションが行使される確率を勘案する。

(c) 顧客が追加的に財及びサービスを取得できるオプションを有しており、かつ、当該財及びサービスが、①当該契約における財及びサービスと類似しており、かつ、②契約条件に含まれている場合（いわゆる更新オプション）には、取引価格の配分は、確率加重された期待値ベースで、追加の財及びサービスに配分されなければならない。

6 負債

今回は、IAS第37号の改訂に関連して、①IAS第37号の測定ガイダンスに対する修正提案、②IAS第37号の改訂に伴う他のIFRS（第3号（企業結合）及びIFRS第5号（廃棄、原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利））に対する修正提案及び③今回の改訂をIAS第37号の改訂とするか、新たなIFRSとするかについて議論が行われた。ここでは、②を除く議論を紹介する。

(1) 測定ガイダンスの修正

今回、資産除去債務のように、企業が、将来、自らサービスを実施することによって履行される債務の測

定に関するガイダンスについて、再度議論が行われた。

これまでの議論では、次の点が暫定的に合意されている。

(a) 企業は、IAS第37号の範囲内の負債を、企業が期末に現在債務から解放されるために合理的に支払うであろう金額で測定しなければならない。

(b) 企業が期末に現在債務から解放されるために合理的に支払うであろう金額は、次のいずれか低い方である。

- (i) 義務を履行しない場合に企業が得るであろう価値（企業固有測定）
- (ii) 企業が、義務を解約するために相手方に又は義務を移転するために第三者に支払わなければならない金額

(c) 企業が義務を解約又は第三者に移転することが可能であるという証拠がない場合には、企業は、義務を、「義務を履行しない場合に企業が得るであろう価値」で測定しなければならない。

2009年7月の会議では、このうち、「義務を履行しない場合に企業が得るであろう価値」とは何かに関しては、意見が分かれ、合意に達しなかった。すなわち、既に2009年4月の会議では、資産除去債務のようなサービスを提供しなければならない義務の測定に当たっては、測定に用いられるべき適切なキャッシュ・フローは、①当該サービスに効率的な市場が存在する場合には、企業が自らに代わってサービスを引き受けてくれる契約相手に合理的に支払うであろう金額とすべきであること、また、②当該サービスに対する効率的な市場が存在しない場合には、企業は、

企業自らが当該サービスを第三者から引き受けて実行する際に賦課するであろう金額を見積もることによって、契約相手に合理的に支払うであろう金額を見積もることができることが暫定的に合意されているが、このようなサービスに対する考え方を「義務を履行しない場合に企業が得るであろう価値」とすることが、スタッフから提案されたものの、合意には達しなかった。スタッフ提案に賛成しないボードメンバーは、「価値（これには、マージンが含まれる）」ではなく、「コスト（これには、マージンは含まれない）」によるべきと考えている。

このような議論を受けて、今回、この問題が再度議論された。議論されたのは、資産除去債務のように、企業が、将来、自らサービスを実施することによって履行される債務の測定に関するガイダンスである。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

債務の見積りに用いる将来キャッシュ・アウトフローの額は、契約相手に自らに代わってサービスを提供してもらうために、企業が、将来の時点で合理的に支払う金額でなければならない。

- ・ そのようなサービスの市場があるなら、当該支払金額は、契約相手が請求する金額である。
- ・ そのようなサービスの市場がないなら、企業は、当該支払金額を見積もらなければならない。

市場がない場合、企業が契約相手にサービスを提供してもらうために合理的に支払う金額を見積もるため、どのようにビルディング・ブロック・アプローチを使うかに関するガイダンスを開発するようスタッフに指示

がなされた。

(2) IAS第37号の改訂か新IFRSか

今回の改訂によって、IAS第37号を廃止し、新たなIFRSとすることが暫定的に合意された。

7 保険会計

今回は、①保険負債の測定アプローチ（2つの測定アプローチからの選択及び固定されたマージンの償却期間）、②割引率及び③今後の作業計画について議論が行われた。

(1) 保険負債の測定アプローチ

これまでの議論で絞り込まれた2つの保険負債の測定アプローチのモデルは、修正IAS第37号モデルと、現在履行価値モデルである。2009年7月の会議では、この2つの測定アプローチの候補から1つを選択することが期待されていたが、いずれのモデルにするかに関する明確な合意に達しなかった（なお、FASBは、全員一致で現在履行価値モデルを支持している）。そのため、今回、改めて、どちらを選択するかが議論された。

① 2つのモデル

修正IAS第37号モデルと現在履行価値モデルの概要は、次のとおりである。

(a) 修正IAS第37号モデル

現在、IAS第37号で検討されている「負債は、企業が期末に現在債務から解放されるために合理的に支払うであろう金額」で測定するという考え方を採用し、これに、契約開始時の損益を認識しないために負債として認識される「残余マージン」を加えた額が、契約当初の保険負債の測定額となる。

「企業が期末に現在債務から解

放されるために合理的に支払うであろう金額」は、次のいずれか低い方である。

- (i) 義務を履行しない場合の企業にとっての価値
- (ii) 企業が義務を解約又は第三者に移転するために支払わなければならない金額

(b) 現在履行価値モデル

保険契約を満期まで履行するための費用の見積現在価値に、契約開始時に保険料に合わせて較正された単一のマージン（すなわち、リスク・マージンとそれ以外の要素とを分離せずに合計額として把握したもの）を合わせた金額が、契約当初の保険負債の金額となる。

② 暫定合意

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 修正IAS第37号（初日の利得を除外するように修正）モデルを選択する。ただし、採決は8対7と僅差であったため、公開草案では、現在履行価値に基づくアプローチも含めた2つのアプローチを説明する。
- (b) 修正IAS第37号モデルの残余マージンを解放するために選択されるドライバーは、契約に基づく保険者の業績を最も良く描写するシステムティックな方法で、当該マージンを収益で認識する結果とならなければならない。
- (c) 残余マージンは、正当な請求に応じるために保険者が待機している期間（保険期間）にわたって解放されなければならない。スタッフは、当該マージンの解放にどのようなドライバーが用いられるべきかを、さらに検討する予定であ

る。

(d) 保険者は、事後の報告期間において、残余マージンを見積りの変更により調整してはならない。

(2) 割引率

2009年2月の会議で、IASBは、保険負債の測定では、貨幣の時間的価値を反映するため割引引くべきである点に暫定的に合意している（FASBも、2009年7月に同様の決定を行っている）。

今回は、割引率の目的及び割引率

決定のためのガイダンスについて議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 保険負債の割引率は、当該負債を担保する実際の資産の期待リターンに基づく割引率を用いるのではなく、概念的には、当該負債の特性をとらえるように、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値で調整しなければならない。

(b) 保険契約のIFRSは、割引率の決

定方法に関する詳細なガイダンスを与えるべきではない。

(3) 今後の作業計画

今回、作業計画の見直しの一環で、2011年までにプロジェクトを完成させるため、保険契約者の会計を公開草案には含めないことが暫定的に合意されたが、出再者及び再保険者の双方の当事者が再保険契約をどのように会計処理しなければならないかは、公開草案に含めることを明確化した。

第99回臨時会議（2009年9月22日）

金融商品会計基準の見直しプロジェクトを予定どおり進めるために、臨時の会議が開催された。

1 非上場持分金融商品に対する原価測定の除外の削除

2009年7月の分類と測定に関する公開草案では、原価で認識されている非上場持分金融商品の例外規定を削除することが提案されている。現行IAS第39号の例外規定は、建値がなく、公正価値を信頼性をもって測定できない持分金融商品（及びそれにリンクしているデリバティブを含む）への投資を取得原価で測定することを求めている（減損会計の適用がある）。今回は、原価測定の例外規定を削除するという提案に対するコメントの多くが、これに反対していたことなどを基に議論が行われた。スタッフからは、公開草案と同様、原価測定の例外を削除することが提案されたが、一部のスタッフからは、発展途上国などでは、例外が必要であるとの指摘があり、さらに、ボードメンバーからも削除に対する懸念

が表明された。

議論の結果、公正価値の決定が不可能な（impractical）場合には、簡素化された現在測定（a simplified current measurement）を用いるためのガイダンスを提供することが暫定的に合意された。また、IAS第34号（中間財務諸表）を改訂して、直近の報告日以降、重要な変動が測定値に起こったという証拠がない場合には、直近の測定値を引き継ぐことを許容することが暫定的に合意された。

2 金融商品の減損

公開草案を2009年10月に公表するために、2009年6月に公表された減損（金融資産の減損に関する期待キャッシュ・フロー・アプローチ）に関する情報提供依頼書（RFI）に対して寄せられたコメントで指摘された論点への対応の議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 公開草案では、集団（ポートフォリオ）ベース及び個別ベースでの

キャッシュ・フローの見積りに関する原則ベースのガイダンスを提供する（2つのベース間の相互作用に関するものも含む）。当該ガイダンスでは、①最良の見積りを提供できるアプローチを用いること及び②企業が、金融資産をポートフォリオベースと個別ベース間で移動させる場合に、二重計算としないことを担保するという2つの側面に焦点を絞ることが予定されている。

(b) 公開草案には、①キャッシュ・フローの見積り及び②売掛債権の取扱いに関する簡潔なガイダンスを含める。

(c) 専門家アドバイザー・パネルを、①当初の見積りスプレッドの決定、②実効金利法を適用する実行可能性及び③バーゼルⅡとの相互関連といった問題をさらに検討するための公開討論の場として位置付けて活用する。

(d) 公開草案では、測定目的との関係で、①ある特定時点（point-in-time）なのか定期的な見積り

(through-the-cycle-estimates) なのか、②期待値 (expected value) なのか最頻値 (most probable value) なのか及び③企業固有データ (entity specific data) なのか市場データ (market data) なのか、といった論点を明確にする。

3 減損基準の経過措置

減損基準の改訂に伴う経過措置として、①遡及適用 (retrospective application)、②将来へ向かっての適用 (prospective application) 及び③特別経過措置アプローチ (customized

transition approach) の3つが議論された。期待キャッシュ・フロー・アプローチを遡及して適用することを求めると、結果を知った上 (hindsight) でキャッシュ・フローの見積りを適用することが起こる可能性があり、また、計算が相当複雑になるため、実務負担が大きい。一方、将来へ向かって適用すると、発生損失モデルと期待損失モデルが長期間併存することになる。そのため、第三の方法として、①期待キャッシュ・フロー・アプローチ適用後に取得した金融資産には将来に向かって適用をし、②結果を知った上でキャッシュ・フロー

の見積りを適用する弊害がない場合には遡及適用を許容し、さらに、③期待キャッシュ・フロー・アプローチ導入以前の金融資産については、移行時点で、残存期間での期待キャッシュ・フローを用いて新たな実効金利を計算する (その計算には、リスク・フリー・金利をフローーとし、契約金利をキャップとする上下限を設ける) というアプローチが提案されていた。議論の結果、スタッフに対して、第三の方法をさらに検討することが指示された。

第100回臨時会議 (2009年9月29日)

金融商品会計基準の見直しプロジェクトを予定どおり進めるために、臨時の会議が開催された。

1 金融商品の分類と測定

2009年7月に公表された公開草案に関しては、①分類及び測定に関する公開草案の適用範囲 (金融負債を除外するかどうか)、②償却原価測定区分の2つの条件 (基本的貸付特徴 (basic loan feature) 及び契約金利ベースでの管理 (managed on a contractual yield basis)) の適切性及び③非上場持分金融商品に対する原価測定の例外の削除が議論された。

(1) 適用範囲 (金融負債の扱い)

公開草案に対するコメントの中には、今回の見直しの対象を金融資産に限定すべきだというのがあったが、議論の結果、公開草案での提案どおり、金融負債も対象として含めることが暫定的に合意された。

(2) 償却原価区分のための2つの条件
公開草案に対するコメントの分析などから、償却原価測定区分を用いることができるための2つの条件である、①基本的貸付特徴及び②契約金利ベースでの管理を、引き続き分類のための条件とすることが、改めて確認された。

しかし、「契約金利ベースでの管理」という表現は難解であるとの指摘を受けて、現在結論の背景で用いている表現を採用することが暫定的に合意された。新しい文言は、「企業のビジネス・モデルの目的は、契約満期前に金融商品を売却 (決済) して公正価値の変動を実現することではなく、契約キャッシュ・フローを回収する (支払う) ために金融商品を保有するものである。」という表現で、これは、FASBが分類と測定に関する議論で用いている表現と類似したものとなる。

このほか、2つの条件の関係

(例えば、これらの間に適用順序を設けるか) については、将来、議論する予定である。

(3) 非上場持分金融商品に対する原価測定の例外の削除

2009年9月22日に行われた臨時の会議では、この問題に対して、公正価値の決定が不可能な (impractical) 場合には、簡素化された現在測定 (a simplified current measurement) を用いるためのガイダンスを提供することが暫定的に合意された。

その後、スタッフが公正価値に代わる簡素化された現在測定の候補として、①経営者の採用の見積り、②純資産割合及び③取得原価といった代替案を検討した結果、公正価値の決定が不可能な場合には、非上場持分金融商品に対する原価測定の例外を認めることが、スタッフから提案された。新たな提案は、現行IAS第39号の原価測定の例外よりは、対象範囲を狭めるものの、引き続き原価

退職給付債務計算ソフト

PBO Master[®]

Ver5 (愛称: ピーマス)

● アクチュアリー・公認会計士・システムエンジニアが導入及び保守をサポート

● 決算時には、弊社で再計算を行いアクチュアリーの署名付PBO報告書を発行

● PBO計算・退職給付会計・年金制度に関する質問・監査法人からの質問・確認にも専門家が対応

お問合せは
こちらまで

株式会社 I I C パートナーズ

〒105-0003 東京都港区西新橋2-4-2
西新橋安田ユニオンビル5F
Tel: 03(5501)3758 Fax: 03(5501)3759
E-Mail: mailiicp@iicp.co.jp
URL: http://www.iicp.co.jp
担当: 中村淳一郎

中立系年金コンサルティングファーム
年金業務政令指定法人



測定を存続させるという提案である。議論の結果、さらに検討が必要であると判断され、今後、検討することとされた。

2 金融商品の減損

今回は、①減損基準の経過措置及び②発効日、比較データ及び早期適用について議論が行われた。

(1) 経過措置

2009年9月22日の会議では、期待キャッシュ・フロー・アプローチ導入以前の金融資産については、移行時点で、残存期間での期待キャッシュ・フローを用いて新たな実効金利を計算する(その計算には、リスク・フリー・金利をフローとし、契約金利をキャップとする上下限を設ける)というアプローチが提案されていた。今回は、この論点が引き続き議論された。

議論の結果、このアプローチは複雑であり、さらに、合理的な結果をもたらさないこともあるという問題点もあることを踏まえ、このアプローチは採用しないことが暫定的に合意された。これに代えて、期待キャッシュ・フロー・アプローチ導入以前の金融資産については、次のようなアプローチが暫定的に合意された。

(a) 契約当初に期待キャッシュ・フロー・アプローチを採用していたなら計算されていたであろう実効金利に近似するように、IAS第39号で従前に決定されている実効金利を調整する。

(b) 歴史的データを最大限に利用するように企業に要求するが、必要な範囲で、経過措置時点で組成される、又は取得される類似商品の情報を用いて歴史的データを補足

する。

さらに、公開草案では、IAS第39号で計算された当初の実効金利に調整を加えるのではなく、当該実効金利をそのまま用いる簡素化されたアプローチについても意見を聞くことが、暫定的に合意された。

(2) 発効日、比較情報及び早期適用

通常は、公開草案において、最終基準の発効日を明示することはしない。しかし、受領したコメントなどでは、システムの変更や期待キャッシュ・フロー・アプローチを採用するために必要とされるデータを収集するために、通常よりも長い準備期間が必要であるとの指摘があった。これらを受けて議論した結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 公開草案では、減損に関する最終基準の発効日は、最終基準が完成した時点から3年後を目処とすることを明示する。

(b) 比較情報についても遡及修正することを求めるが、その実行可能性や影響については、公開草案で質問を行うとともに、専門家アドバイザリー・パネルからも意見を聴取する。

(c) 早期適用を許容する。

教材コード	J 0 2 0 5 4 7
研修コード	2 1 0 3 0 1
履修単位	1単位